

令和 2 年 度  
(第 1 回)

## 能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

### 議 事 録

日 時 令和 3 年 3 月 3 0 日 (火)  
1 0 時 ~ 1 0 時 1 5 分

場 所 能美市役所本庁舎 大会議室



●司 会

皆様、お疲れ様です。本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の南でございます。よろしくお願いいたします。

只今より、令和2年度 第1回 能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、吉田部長よりご挨拶を申し上げます。

●部 長

本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より能美市の都市計画行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

能美市においては、企業誘致が好調に推移しており、造成中の産業団地「福島グランパーク」に約7割の進出が決まったことから、次の産業団地の開発も視野に入れていかななくてはならないと考えています。

また、雇用が増えれば住む場所も必要となることから、移住定住の促進を図ってきたいと考えており、その体制を強化するため、建築住宅課と都市計画課を統合して「まち整備課」とし、空き家・空き地対策も進めていきます。

さて、本日も審議いただく案件は「特別用途地区の変更」の1件であります。委員の皆様には忌憚のないご意見を、よろしくお願いいたします。

●司 会

本日の審議会の出席委員数は、10名であり、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

ここで、今回から新たに委員となられた方々をご紹介します。

能美市農業委員会会長 竹本 敏晴 様でございます。

能美市議会議長 居村 清二 様でございます。

能美市議会総務産業常任委員長 田中 策次郎 様でございます。

石川県南加賀土木総合事務所長 宮田 政佳 様でございますが、

本日は公務のため、道路建設課長の田中様がお見えになっています。

石川県南加賀農林総合事務所長 橘 順吉 様でございます。

能美市町会連合会会長 山先 満広 様でございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

土木部部长 吉田 です。

都市計画課主査 瀬川 です。

都市計画課主事 佐賀 です。

改めまして、都市計画課 南 です。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様任期につきましては、令和4年1月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

ここで、当審議会の会長職の選任について、お諮りしたいと思います。

当審議会においては、能美市都市計画審議会条例第4条により、会長を置くことが定められておりますが、これまで会長職を務めていただいていた又村氏が、昨年度末に退任されたことから、現在会長職が不在となっておりますので、今回、新たに選任する必要がございます。

会長は、同第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

(事務局一任の声)

それでは、事務局からのご提案になりますが、能美市商工会会長の、本 裕一 様 にお願ひするというので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、本委員に会長をお願いしたいと思います。

本会長には、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ●会 長

ただ今、皆様方に選任いただきました本でございます。職務をまっとうできるよう、全力を尽くしたいと思いますので、委員の皆様方におかれましても、本審議会の運営及び審議に対して、よろしくご協力をお願い申し上げます。

#### ●司 会

次に、会長の職務代理者であります。これは、能美市都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いします。

#### ●会 長

それでは、森委員を指名いたします。

●司 会

それでは、森委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。  
森委員、よろしくお願いいたします。

運営要領により会長が会議の議長となります。  
本会長、よろしくお願いいたします。

●会 長

それでは、議事の進行に努めます。  
まず、議事録署名者を指名いたします。  
議事録署名者は 山先委員 と 中村委員 にお願ひ致します。  
それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第1号「特別用途地区の変更」について、ご説明いたします。

特別用途地区とは、用途地域が指定されている一定の地区において、その地区の特性を活かした土地利用の規制や誘導を図るため、建築物の用途について強化又は緩和が行われる地区です。

分かりやすく言うと、例えば、用途地域の規制では住宅の立地が可能であるところを、この制度を設けることによって立地が出来ないようにする、ということです。

能美市では、工業地域及び準工業地域を対象に、それぞれの地区の特性に合わせて、第1種から第8種までの8種類の特別工業地区を指定しています。

今回変更する位置は、こちらになります。対象となる面積は2.6haです。

手取フィッシュランドの西側で、かつてはゲームセンターなどのレジャー施設が立地しており、近年はパチンコ店が営業していました。現在は空き地となっています。

変更する内容は、現在指定されている第4種特別工業地区から、第1種特別工業地区に変更するものです。

変更する経緯・理由についてご説明します。

本地区においては、手取フィッシュランドの近傍地であることから、工場などの用途を一部規制しつつ、レジャー・遊戯施設の受け入れを許容する第4種特別工業地区が指定されています。

ところが、社会情勢の変化により、新たな遊戯施設が立地する見込みが無い状況にあります。

一方で、能美市においては企業誘致の需要が高いことから、本地区においては、企業誘致の受け皿として従来よりも多目的な工業系の土地利用を可能とする第1種特

別工業地区に、土地利用を改めるものです。

以上が、議案第1号「特別用途地区の変更」の説明になります。

なお、本案件について、3月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上です。

●会 長

只今、説明のありました議案第1号について、ご意見・ご質問がありましたらご発言願います。

(発言なし)

●会 長

特にないようですので、議案について採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

慎重審議、ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日本日予定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。


●司 会


ありがとうございました。

本日、事務局が用意しました事案については以上でございます。

それでは以上をもちまして、令和2年度第1回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議長 本 裕 

署名委員 山本 満彦 

署名委員 中村 純子 